

議案第 21 号

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 19 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例（平成12年宇治市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料のうち、建築関係の事務の手数料については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（手数料を徴収する事務及び手数料の額）

第2条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）の規定に基づく事務については、別表第1に掲げる手数料を徴収する。

2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）の規定に基づく事務については、別表第2に掲げる手数料を徴収する。

3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「都市低炭素化法施行規則」という。）の規定に基づく事務については、別表第3に掲げる手数料を徴収する。

4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「省エネ法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省エネ法施行規則」という。）の規定に基づく事務については、別表第4に掲げる手数料を徴収する。

第4条中「、確認申請手数料、計画通知手数料、完了検査申請手数料、完了検査通知手数料、中間検査申請手数料及び中間検査通知

手数料」を「、手数料」に改める。

別表第1の備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

事務				手数料の額（1件につき）
(1) 建基法	ア イに掲げる場合以外の場合			
第6条第1項（建基法第87条第1項において準用する場合を含む。）	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	建基法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準に適合するかどう	建基令第46条第4項に規定する基準に適合するかどう	9,800円
の規定による建築物に関する確認の申請に対する審査又は建基法第18条第2項（建基法第87条第1項において準		必要としな	いもの	
用する場合を含む		いもの	建基令第46条第4項に規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	17,000円
		建基法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの		19,000円
	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	建基法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	建基令第46条第4項に規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	32,000円

。) の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査	0 平方メートルを超え 10 平方メートル以内のもの	第 1 号から第 3 号までに規定する基準に適合するかどう	に規定する基準に適合するかどう	
		第 1 号から第 3 号までに規定する基準に適合するかどう	かの審査を必要としな	
		かの審査を必要としな	いもの	
		必要としな	建基令第 4 条第 4 項に規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	54,000 円
		いもの		
		建基法第 20 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの		60,000 円
	床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	建基法第 20 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する基準に適合するかどう	建基令第 4 条第 4 項に規定する基準に適合するかどう	41,000 円
		かの審査を必要としな	かの審査を必要としな	
		いもの	いもの	
		必要としな	建基令第 4 条第 4 項	62,000 円
		いもの		

		に規定する 基準に適合 するかどう かの審査を 必要とする もの	
	建基法第20条第1項 第1号から第3号まで に規定する基準に適合 するかどうかの審査を 必要とするもの		69,000円
床面積の 合計が2 00平方 メートル を超え3 00平方 メートル 以内のも の	建基法第2 0条第1項 第1号から 第3号まで に規定する 基準に適合 するかどう かの審査を 必要としな いもの	建基令第4 6条第4項 に規定する 基準に適合 するかどう かの審査を 必要としな いもの	68,000円
	必要としな いもの	建基令第4 6条第4項 に規定する 基準に適合 するかどう かの審査を 必要とする もの	84,000円
	建基法第20条第1項 第1号から第3号まで		94,000円

	に規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	
床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの		94,000円
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		166,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		227,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		405,000円
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		541,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの		722,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの		1,162,000円
<p>イ 省エネ法施行規則第2条第1項に規定する特定建築行為（同項第1号の特定建築行為に限る。）に係る審査（建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下同じ。）における適合性審査を除</p>		

く。)を要する場合は、アに掲げる事務に応じて定める額に、次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額

(7) 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)

床面積が200平方メートル以内のもの	15,000円
--------------------	---------

床面積が200平方メートルを超えるもの	16,000円
---------------------	---------

(8) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)

床面積が300平方メートル以内のもの	27,000円
--------------------	---------

床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	42,000円
----------------------------------	---------

床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	66,000円
------------------------------------	---------

床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	86,000円
-------------------------------------	---------

床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	179,000円
--------------------------------------	----------

床面積が25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	330,000円
--------------------------------------	----------

	床面積が50,000平方メートルを超えるもの	631,000円
(2) 建基法 第6条の 3第1項 又は第1 8条第5 項に規定 する構造 計算適合 性判定（ 以下「構 造計算適 合性判定 」という 。）を要 する建築 物に関する審査	床面積が200平方メートル以内のもの	前号に規定する額に、1の建築物ごとに125,410円（建基法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この号において「認定プログラム」という。）を使用する場合は、94,990円）を加算した額
	床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	前号に規定する額に、1の建築物ごとに149,940円（認定プログラムを使用する場合は、107,200円）を加算した額
	床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	前号に規定する額に、1の建築物ごとに174,350円（認定プログラムを使用する場合は、119,520円）を加算した額

	床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	前号に規定する額に、1の建築物ごとに198,880円（認定プログラムを使用する場合は、131,730円）を加算した額
	床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	前号に規定する額に、1の建築物ごとに237,640円（認定プログラムを使用する場合は、149,500円）を加算した額
	床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	前号に規定する額に、1の建築物ごとに315,610円（認定プログラムを使用する場合は、188,490円）を加算した額
	床面積が50,000平方メートルを超えるもの	前号に規定する額に、1の建築物ごとに579,720円（認定プログラムを使用する場合は、318,720円）を加算した額
(3) 建基法	建築設備を設置する場合（次に	23,000円

第 8 7 条	掲げる場合を除く。)	
の 4 において準用する建基法第 6 条第 1 項、第 6 条の 2 第 1 項又は第 1 8 条第 3 項若しくは第 4 項の規定による確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 建築設備に関する確認の申請に対する審査又は建基法第 8 7 条の 4 において準用する建基法第 1 8 条第 2 項の規定による建築設備に関する計画の通知に対する審査	建基法第 8 7 条の 4 において準用する建基法第 6 条第 1 項、第 6 条の 2 第 1 項又は第 1 8 条第 3 項若しくは第 4 項の規定による確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	1 6 , 0 0 0 円
(4) 建基法第 8 8 条	工作物を築造する場合（次に掲げる場合を除く。）	3 7 , 0 0 0 円
第 1 項若しくは第	建基法第 8 8 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する建基法	2 6 , 0 0 0 円

<p>2項において準用する建基法第6条第1項の規定による工作物に関する確認の申請に対する審査又は建基法第88条第1項若しくは第2項において準用する建基法第18条第2項の規定による工作物に関する計画の通知に対する審査</p>	<p>第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項若しくは第4項の規定による確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合</p>	
<p>(5) 建基法第7条第1項の規</p>	<p>ア イに掲げる場合以外の場合 床面積の合計が30平方メートル以内のもの</p>	<p>18,000円</p>

定による建築物に関する完了検査の申請に対する検査又は建基法第18条第20項の規定による建築物に関する完了の通知に対する検査(第8号に規定するものを除く。)	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	37,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	42,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	67,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	120,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	179,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	273,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	384,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	478,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	893,000円
イ 省エネ法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は省エネ法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る完了検査を要する場合		

は、アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額に、次の（ア）から（エ）までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該（ア）から（エ）までに定める額（（ア）から（エ）までの複数の区分に該当する部分がある場合はそれぞれの区分に応じた額を合算した額）を加算した額

㉞ 一戸建ての住宅の住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第2項の住宅部分をいう。以下同じ。）の床面積の合計

200平方メートル以内のもの	8,400円
200平方メートルを超えるもの	9,200円

㉟ 共同住宅等の住宅部分の床面積の合計

300平方メートル以内のもの	17,000円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	53,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	79,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	142,000円
25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以	242,000円

内のもの	
50,000平方メートルを超えるもの	426,000円
(㊦) 工場等（基準省令第10条第1号に規定する工場等をいう。以下同じ。）の用途に供する部分の床面積の合計	
300平方メートル以内のもの	17,000円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	24,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	34,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	131,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	162,000円
25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	202,000円
50,000平方メートルを超えるもの	280,000円
(㊧) (ア) から (ウ) まで以外の部分の床面積の合計	
300平方メートル以内のもの	44,000円

	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	57,000円
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	75,000円
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	121,000円
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	158,000円
	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	190,000円
	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	223,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	289,000円
(6)	建基法第87条の4において準用する建基法第7条第1項の規定による建築設備に関する完了検査の申請に対する検査又は建基法第87条の4において準用する建基法第18条第20項の規定による建築設備に関する完了の通知に対する検査	31,000円
(7)	建基法第88条第1項若しくは第2項において準用する建基法第7条第1項の規定による工作物に関する完了検査の申	38,000円

	請に対する検査又は建基法第88条第1項若しくは第2項において準用する建基法第18条第20項の規定による工作物に関する完了の通知に対する検査	
(8) 建基法	ア イに掲げる場合以外の場合	
第7条第1項の規定による	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	16,000円
建築物に関する完了検査の申請に対する検査	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	36,000円
又は建基法第18条第20項の規定による建築物に関する完了の通知に対する検査	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	41,000円
又は建基法第18条第20項の規定による建築物に関する完了の通知に対する検査	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	65,000円
又は建基法第7条の3第5項又は建基法第18条第30項の規定	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	118,000円
又は建基法第7条の3第5項又は建基法第18条第30項の規定	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	169,000円
又は建基法第18条第30項の規定	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	263,000円
又は建基法第18条第30項の規定	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	374,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以内のもの	468,000円

定による 中間検査 合格証の 交付を受 けた建築 物に係る ものに限 る。)	方メートルを超え50,000 平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が50,000平 方メートルを超えるもの	883,000円
イ 省エネ法第11条第1項に規定する要確認特定 建築行為又は省エネ法第12条第2項に規定する 要通知特定建築行為に係る完了検査を要する場合 は、アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定め る額に、次の(ア)から(エ)までに掲げる床面 積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(ア)から (エ)までに定める額((ア)から(エ)までの 複数の区分に該当する部分がある場合はそれぞれ の区分に応じた額を合算した額)を加算した額		
(7) 一戸建ての住宅の住宅部分の床面積の合計		
200平方メートル以内のもの		8,400円
200平方メートルを超えるも の		9,200円
(4) 共同住宅等の住宅部分の床面積の合計		
300平方メートル以内のもの		17,000円
300平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のもの		29,000円
2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内の もの		53,000円
5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内 のもの		79,000円
10,000平方メートルを超 え25,000平方メートル以		142,000円

内のもの	
25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	242,000円
50,000平方メートルを超えるもの	426,000円
(例) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計	
300平方メートル以内のもの	17,000円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	24,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	34,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	131,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	162,000円
25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	202,000円
50,000平方メートルを超えるもの	280,000円
(イ) (ア) から (ウ) まで以外の部分の床面積の合計	

	300平方メートル以内のもの	44,000円
	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	57,000円
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	75,000円
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	121,000円
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	158,000円
	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	190,000円
	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	223,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	289,000円
(9) 建基法 第7条の 3第1項 の規定に よる建築 物に関する 中間検査の申請 に対する	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	16,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	35,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	39,000円
	床面積の合計が200平方メートル	56,000円

検査又は 建基法第	トルを超え500平方メートル 以内のもの	
18条第 28項の 規定によ	床面積の合計が500平方メー トルを超え1,000平方メー トル以内のもの	104,000円
る建築物 に関する 特定工程	床面積の合計が1,000平方 メートルを超え2,000平方 メートル以内のもの	165,000円
に係る工 事の終了 の通知に 対する検 査	床面積の合計が2,000平方 メートルを超え5,000平方 メートル以内のもの	231,000円
	床面積の合計が5,000平方 メートルを超え10,000平 方メートル以内のもの	268,000円
	床面積の合計が10,000平 方メートルを超え50,000 平方メートル以内のもの	433,000円
	床面積の合計が50,000平 方メートルを超えるもの	757,000円
(10)	建基法第7条の6第1項第1号若しく は第2号（これらの規定を建基法第87 条の4又は第88条第1項若しくは第2 項において準用する場合を含む。）又は 建基法第18条第38項第1号若しくは 第2号（これらの規定を建基法第87条 の4又は第88条第1項若しくは第2項 において準用する場合を含む。）の規定 による仮使用の認定の申請に対する審査	120,000円
(11)	建基法第43条第2項第1号の規定に	27,000円

よる建築の認定の申請に対する審査		
(12)	建基法第43条第2項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	33,000円
(13)	建基法第44条第1項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	33,000円
(14)	建基法第44条第1項第3号の規定による建築の認定の申請に対する審査	27,000円
(15)	建基法第44条第1項第4号の規定による建築の許可の申請に対する審査	160,000円
(16)	建基法第47条ただし書の規定による建築の許可の申請に対する審査	160,000円
(17)	建基法第48条第1項第1号に該当する場合	120,000円
	建基法第48条第1項第2号に該当する場合	160,000円
	その他の場合	180,000円
これらの規定を建基法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定の		

<p>ただし書 の規定に よる建築 等の許可 の申請に 対する審 査</p>		
<p>(18) 建基法第51条ただし書（建基法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査</p>		<p>160,000円</p>
<p>(19) 建基法第52条第6項第3号の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査</p>		<p>27,000円</p>
<p>(20) 建基法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</p>		<p>160,000円</p>
<p>(21) 建基法第53条第4項又は第5項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査</p>		<p>33,000円</p>
<p>(22) 建基法第53条第6項第3号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>		<p>33,000円</p>
<p>(23) 建基法第53条の2第1項第3号又は第4号（建基法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査</p>		<p>160,000円</p>

(24) 建基法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	27,000円
(25) 建基法第55条第3項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(26) 建基法第55条第4項各号の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	160,000円
(27) 地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の44により読み替えて適用する建基法第55条第4項第2号の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	27,000円
(28) 建基法第56条の2第1項ただし書の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	160,000円
(29) 建基法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円
(30) 建基法第57条の4第1項ただし書の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(31) 建基法第58条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(32) 建基法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申	160,000円

請に対する審査	
(33) 建基法第59条第4項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	160,000円
(34) 建基法第59条の2第1項の規定による建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(35) 建基法第68条の3第1項の規定による建築物の容積率、同条第2項の規定による建築物の建蔽率又は同条第3項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円
(36) 建基法第68条の3第4項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	160,000円
(37) 建基法第68条の3第7項（建基法第87条第2項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の用途地域に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円
(38) 建基法第68条の4の規定による建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円
(39) 建基法第68条の5の2の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	27,000円
(40) 建基法第68条の5の3第2項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する	160,000円

審査		
(41)	建基法第68条の5の5第1項の規定による建築物の容積率又は同条第2項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円
(42)	建基法第68条の5の6の規定による建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査	27,000円
(43)	建基法第68条の7第5項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(44)	建基法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設期間が3月以内である場合 60,000円
		仮設期間が3月を超える場合 120,000円
(45)	建基法第85条第7項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	160,000円
(46)	建基法第86条第1項の規定による	建築物の数が2以下である場合 78,000円
		建築物の数が3以上である場合 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を

<p>る 1 又は 2 以上の 建築物に 関する特 例の認定 の申請に 対する審 査</p>		<p>乗じて得た額を加算 した額</p>
<p>(47) 建基法 第 8 6 条 第 2 項の 規定によ る複数建 築物に関 する特例 の認定の 申請に対 する審査</p>	<p>建築物（既存建築物を除く。以 下この号において同じ。）の数 が 1 である場合</p>	<p>7 8, 0 0 0 円</p>
	<p>建築物の数が 2 以上である場合</p>	<p>7 8, 0 0 0 円に 1 を超える建築物の数 に 2 8, 0 0 0 円を 乗じて得た額を加算 した額</p>
<p>(48) 建基法 第 8 6 条 第 3 項の 規定によ る 1 又は 2 以上の 建築物に 関する特 例の許可 の申請に 対する審 査</p>	<p>建築物の数が 2 以下である場合</p>	<p>2 2 0, 0 0 0 円</p>
	<p>建築物の数が 3 以上である場合</p>	<p>2 2 0, 0 0 0 円に 2 を超える建築物の 数に 2 8, 0 0 0 円 を乗じて得た額を加 算した額</p>

(49) 建基法 第86条 第4項の 規定によ る複数建 築物に関 する特例 の許可の 申請に対 する審査	建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合	220,000円
	建築物の数が2以上である場合	220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
(50) 建基法 第86条 の2第1 項の規定 による一 敷地内認 定建築物 以外の建 築物の新 築又は一 敷地内認 定建築物 の増築等 の認定の 申請に対 する審査	建築物（建基法第86条の2第1項に規定する新築又は増築等に係る建築物に限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合	78,000円
	建築物の数が2以上である場合	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
(51) 建基法 第86条 の2第2	建築物（建基法第86条の2第1項に規定する新築又は増築等に係る建築物に限る。以下この	220,000円

<p>項の規定 による一</p>	<p>号において同じ。) の数が1で ある場合</p>	
<p>敷地内認 定建築物 以外の建 築物の新 築又は一 敷地内認 定建築物 の増築等 の許可の 申請に対 する審査</p>	<p>建築物の数が2以上である場合</p>	<p>220,000円に 1を超える建築物の 数に28,000円 を乗じて得た額を加 算した額</p>
<p>(52) 建基法 第86条 の2第3 項の規定 による一</p>	<p>建築物（建基法第86条の2第 3項に規定する新築又は増築等 に係る建築物に限る。以下この 号において同じ。) の数が1で ある場合</p>	<p>220,000円</p>
<p>敷地内許 可建築物 以外の建 築物の新 築又は一 敷地内許 可建築物 の増築等 の許可の 申請に対 する審査</p>	<p>建築物の数が2以上である場合</p>	<p>220,000円に 1を超える建築物の 数に28,000円 を乗じて得た額を加 算した額</p>

(53)	建基法第86条の5第1項の規定による一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
(54)	建基法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円
(55)	建基法第86条の8第1項の規定による工	19,000円
	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	60,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	69,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	94,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	166,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	227,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	405,000円

	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	541,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	722,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1,162,000円
(56) 建基法第86条の8第3項(建基法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	19,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	60,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	69,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	94,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	166,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	227,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	405,000円
	床面積の合計が5,000平方	541,000円

	メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	722,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1,162,000円
(57) 建基法 第87条 の2第1 項の規定 による工 事の全体 計画の認 定の申請 に対する 審査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	19,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	60,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	69,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	94,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	166,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	227,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	405,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平	541,000円

	方メートル以内のもの	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	722,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1,162,000円
(58)	建基法 第87条 の3第6 項の規定 による興 行場等の 一時的な 使用の許 可の申請 に対する 審査	使用期間が3月以内である場合 60,000円 使用期間が3月を超える場合 120,000円
(59)	建基法第87条の3第7項の規定による特別興行場等の一時的な使用の許可の申請に対する審査	160,000円
(60)	建基令第137条の12第6項又は第7項の規定による既存建築物の大規模の修繕又は大規模の様替をする場合の制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円
(61)	建基令第137条の16第2号の規定による既存建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円

別表第1の備考第1項各号列記以外の部分中「第1号」を「第1号ア」に改め、「の各号」を削り、「、当該各号」を「、それぞれ

次」に改め、同項第1号中「次号」を「(2)及び(3)」に改め、同項第2号中「確認を受けた建築物又は計画通知に係る」を「確認済証（建基法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項若しくは第4項の規定による確認済証をいう。以下同じ。）の交付を受けた」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 既存の建築物を増築し、当該増築する部分と一の建築物となる場合 当該増築する部分の床面積に、既存の建築物の床面積の2分の1（当該増築する部分の床面積を超える場合にあつては、当該増築する部分の床面積）を加えた床面積

別表第1の備考第3項各号列記以外の部分中「第44号から第47号」を「第55号から第57号」に改め、「の各号」を削り、「、当該各号」を「、それぞれ次」に改め、同項第1号中「次号」を「(2)」に改め、同項を同表の備考第4項とし、同表の備考第2項各号列記以外の部分中「第1号の2」を「第2号」に改め、「の各号」を削り、「、当該各号」を「、それぞれ次」に改め、同項第1号中「建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合」を「建築する場合（移転する場合を除く。）」に改め、同項第3号中「確認を受けた建築物又は計画通知に係る」を「確認済証の交付を受けた」に、「第1号」を「(1)又は(2)」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「確認を受けた建築物又は計画通知に係る」を「確認済証の交付を受けた」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 構造計算適合性判定に係る建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 構造計算適合性判定に係る建築物ごとに、移転又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替に係る建築物の床面積の2分の1

別表第1の備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 第1号イに規定する床面積は、省エネ法施行規則第2条第1項第1号に掲げる基準への適合性の審査を必要とする部分の床面積

とする。

別表第1の備考に次の1項を加える。

- 5 第1号の確認の申請又は計画の通知に対する審査において、当該確認の申請又は計画の通知に係る計画にエレベーター又はエスカレーターに係る部分が含まれている場合の手数料は、事務の区分に応じ、同号に掲げる額にエレベーター又はエスカレーター1基につき23,000円（確認済証の交付を受けたエレベーター又はエスカレーターの計画を変更してエレベーター又はエスカレーターを設置する場合は、1基につき16,000円）を加えた額とする。

別表第2中

「		を
手数料の種類	手数料の額	
」		
「		に
事務	手数料の額（1件につき）	
」		

改め、同表第1号中「新築住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅法第5条第1項から第4項まで（長期優良住宅法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による長期優良住宅建築等計画（長期優良住宅法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。）の認定の申請に対する審査」に改め、「（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）」を削り、「又は」を「若しくは」に、「（以下この」を「又はこれらの写し（以下この」に改め、「（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）」を削り、同表第2号中「既存住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料又は既存住宅に係る長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料」を「長期優良住宅法第5条第5項（長期優良住宅法第8条第2項において準用する場合

を含む。)の規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅法第5条第6項(長期優良住宅法第8条第2項において準用する場合を含む。)若しくは第7項(長期優良住宅法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による長期優良住宅維持保全計画(長期優良住宅法第5条第6項に規定する長期優良住宅維持保全計画をいう。以下同じ。)の認定の申請に対する審査」に改め、同表第3号中「建築基準関係規定適合審査を受けるよう併せて申し出る」を「長期優良住宅法第6条第2項(長期優良住宅法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査」に、「第1号に」を「第1号アに」に改め、「(構造計算適合性判定を要する建築物である場合は、別表第1第1号の2に規定する額)」を削り、同表第4号中

「 を 「 に

(4) 譲受人を決定した場合に係る認定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

(4) 長期優良住宅法第9条第1項又は第3項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

改め、同表第5号中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画」に、「承認申請手数料」を「承認の申請に対する審査」に改め、同表第6号中

「 を 「 に

(6) 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の

(6) 長期優良住宅法第18条第1項の規定による住宅の容積率の特例

延べ面積の敷地面積に
対する割合の特例許可
申請手数料

に関する許可の申請に
対する審査

改め、同表の備考各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「、当該各号」を「、それぞれ次」に改め、同表の備考第1号中「次号」を「(2)」に改め、同表の備考第2号中「の変更をして建築物を建築する」を「又は長期優良住宅維持保全計画を変更する」に、「の変更」を「又は長期優良住宅維持保全計画の変更」に改め、同表の備考に次の2項を加える。

2 構造計算適合性判定を要する建築物における第3号に規定する手数料の額は、第1号及び第2号に規定する額に、別表第1第2号に規定する額を加算した額とする。この場合において、同号中「前号」とあるのは、「前号ア」とする。

3 第3号の長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査において、当該申請に係る計画に、エレベーター又はエスカレーターに係る部分が含まれている場合の手数は、同号に掲げる額にエレベーター又はエスカレーター1基につき23,000円（認定（長期優良住宅法第5条第6項及び第7項に規定する認定を除く。）を受けたエレベーター又はエスカレーターの計画を変更してエレベーター又はエスカレーターを設置する場合は、1基につき16,000円）を加えた額とする。

別表第3の備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

事務			手数料の額（1件につき）
(1) 一戸建てに係る都	省エネ誘導仕様 基準（基準省令 第10条第2号	200平方メー トル以内のもの	20,000円
		200平方メー	21,000円

市低炭素 化法第5 3条第1 項の規定 による低	イ(2)及びロ(2)に 規定する基準を いう。以下同じ 。)に適合させ る場合	トルを超えるも の	
炭素建築 物新築等 計画(同 項に規定 する低炭 素建築物 新築等計 画をいう 。以下同 じ。)の 認定の申 請若しく	誘導仕様・計算 併用法(基準省 令第10条第2 号イ(2)及びロ(1) に規定する基準 又は同号イ(1)及 びロ(2)に規定す る基準により算 出する方法をい う。以下同じ。)により評価す る場合	200平方メー トル以内のもの	41,000円
		200平方メー トルを超えるも の	42,000円
は都市低 炭素化法 第55条 第1項の 規定によ る低炭素 計画の変 更の認定 の申請(第 4号に 規定する ものを除	適合証(都市低炭素化法第54 条第1項第1号の基準に適合す ることを登録住宅性能評価機関 又は省エネ法第14条第1項に 規定する登録建築物エネルギー 消費性能判定機関(以下「登録 建築物エネルギー消費性能判定 機関」という。)が証する書類 をいう。次号及び第3号アにお いて同じ。)が添付されている 場合		5,300円
	その他の場合	200平方メー	55,000円

く。)又は都市低炭素化法施行規則第46条の2の規定による軽微な変更等に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査		トル以内のもの	
		200平方メートルを超えるもの	56,000円
(2) 一戸建ての住宅以外の建築物(当該建築物が住宅の用途のみ)に供されるものである場合に限る。)に係る都市低炭素化法第	全ての住戸を省エネ誘導仕様基準に適合させる場合(共用部分の評価を行わない場合に限る。)	300平方メートル以内のもの	37,000円
		300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	65,000円
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	118,000円
		5,000平方メートルを超え10,000平	178,000円

<p>53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請若しくは都市低炭素化法第55条第1項の規定による低炭素計画の変更の認定の申請（第4号に規定するものを除く。）又は都市低炭素化法施行規則第46条の2の規定による軽微な変更</p>		方メートル以内のもの	
		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	316,000円
		25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	538,000円
		50,000平方メートルを超えるもの	948,000円
	<p>全ての住戸を誘導仕様・計算併用法により評価する場合（共用部分の評価を行わない場合に限る。）</p>	300平方メートル以内のもの	101,000円
		300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	208,000円
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	391,000円
		5,000平方メートルを超え10,000平	557,000円

している ことを証 する書面 の交付の 申請に対 する審査	方メートル以内 のもの		
	10,000平 方メートルを 超え25,000 平方メートル以 内のもの	898,000円	
	25,000平 方メートルを 超え50,000 平方メートル以 内のもの	1,382,000 円	
	50,000平 方メートルを 超えるもの	2,110,000 円	
	適合証が添付さ れている場合	300平方メー トル以内のもの	11,000円
	300平方メー トルを超え2, 000平方メー トル以内のもの	23,000円	
	2,000平方 メートルを超え 5,000平方 メートル以内の もの	51,000円	
	5,000平方 メートルを超え 10,000平	92,000円	

	方メートル以内のもの	
	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	137,000円
	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	208,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	317,000円
その他の場合	300平方メートル以内のもの	139,000円
	300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	290,000円
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	541,000円
	5,000平方メートルを超え10,000平	768,000円

		方メートル以内のもの	
		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1,245,000円
		25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1,921,000円
		50,000平方メートルを超えるもの	2,937,000円
(3) 一戸建ての住宅以外の建築物（当該建築物が住宅の用途のみに使われるものを除く。）のうち建築物全体又は住	当該建築物に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を合算した額		
	ア 住宅の用途に供する部分の床面積の合計		
	全ての住戸を省エネ誘導仕様基準に適合させる場合（共用部分の評価を行わない場合に限る。）	300平方メートル以内のもの	37,000円
		300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	65,000円
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	118,000円	

宅の用途 に供する 部分若し くは非住 宅部分に 係る都市 低炭素化 法第53 条第1項 の規定に よる低炭 素建築物 新築等計 画の認定 の申請若 しくは都 市低炭素 化法第5 5条第1 項の規定 による低 炭素計画 の変更の 認定の申 請（第4 号に規定 するもの を除く。 ）又は都		もの	
		5,000平方メートルを超え	178,000円
		10,000平方メートル以内のもの	
		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	316,000円
		25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	538,000円
		50,000平方メートルを超えるもの	948,000円
	全ての住戸を誘導仕様・計算併用法により評価する場合（共用部分の評価を行わない場合に限る。）	300平方メートル以内のもの	101,000円
		300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	208,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		391,000円	

市低炭素 化法施行 規則第4 6条の2 の規定に よる軽微 な変更 に該当し ているこ とを証す る書面の 交付の申 請に對す る審査	もの	
	5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	557,000円
	10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの	898,000円
	25,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの	1,382,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	2,110,000円
	適合証が添付されている場合	
	300平方メートル以内のもの	11,000円
	300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	23,000円
	2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	51,000円

	もの	
	5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	92,000円
	10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの	137,000円
	25,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの	208,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	317,000円
その他の場合	300平方メートル以内のもの	139,000円
	300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	290,000円
	2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	541,000円

	もの	
	5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	768,000円
	10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの	1,245,000円
	25,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの	1,921,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	2,937,000円
イ ア以外の部分の床面積の合計		
誘導モデル建物 法（基準省令第 10条第1号イ (2)及びロ(2)（工 場等にあつては 、同号ロ(2)）の 規定により評価 する方法をいう 。以下同じ。）	300平方メー トル以内のもの	134,000円
	300平方メー トルを超え1, 000平方メー トル以内のもの	155,000円
	1,000平方 メートルを超え 2,000平方	190,000円

により評価する 場合	メートル以内の もの	
	2,000平方 メートルを超え 5,000平方 メートル以内の もの	333,000円
	5,000平方 メートルを超え 10,000平 方メートル以内 のもの	420,000円
	10,000平 方メートルを超 え25,000 平方メートル以 内のもの	532,000円
	25,000平 方メートルを超 え50,000 平方メートル以 内のもの	600,000円
	50,000平 方メートルを超 えるもの	733,000円
適合証（都市低 炭素化法第54 条第1項第1号 の基準に適合す	300平方メー トル以内のもの	11,000円
	300平方メー トルを超え1,	19,000円

することを登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証する書類をいう。)が添付されている場合	000平方メートル以内のもの	
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,000円
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	92,000円
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	145,000円
	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	183,000円
	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	229,000円
	50,000平方メートルを超	321,000円

	えるもの	
その他の場合	300平方メートル以内のもの	359,000円
	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	405,000円
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	485,000円
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	780,000円
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	930,000円
	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1,183,000円
	25,000平方メートルを超	1,290,000円

		え 50,000 平方メートル以 内のもの	
		50,000平 方メートルを超 えるもの	1,497,000 円
(4) 都市低 炭素化法 第54条 第2項（ 都市低炭 素化法第 55条第 2項にお いて準用 する場合 を含む。 ）の規定 による申 出を行う 場合に係 る低炭素 建築物新 築等計画 の認定の 申請に対 する審査	前3号の区分に応じこれらの号に規定する額に、別 表第1第1号アに規定する額を加算した額		

別表第3の備考第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「、当該各号」を「、それぞれ次」に改め、同表の備考第2項を次のように改める。

2 構造計算適合性判定を要する建築物における第4号に規定する手数料の額は、第1号から第3号までの区分に応じこれらの号に規定する額に、別表第1第2号に規定する額を加算した額とする。この場合において、同号中「前号」とあるのは、「前号ア」とする。

別表第3の備考に次の1項を加える。

3 第4号の低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査において、当該申請に係る計画に、エレベーター又はエスカレーターに係る部分が含まれている場合の手数料は、同号に掲げる額にエレベーター又はエスカレーター1基につき23,000円（認定を受けたエレベーター又はエスカレーターの計画を変更してエレベーター又はエスカレーターを設置する場合は、1基につき16,000円）を加えた額とする。

別表第4の備考以外の部分を次のように改める。

別表第4（第2条関係）

事務		手数料の額（1件につき）	
(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は省エネ法施行規則第13条の規定による軽微な変更	建築物のアからエまでの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該アからエまでの表に定める額を合算した額		
	ア 一戸建ての住宅の住宅部分の床面積の合計		
	省エネ仕様基準（基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)（同号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅に	200平方メートル以内のもの	20,000円
		200平方メートルを超えるもの	21,000円

<p>当してい ることを 証する書 面の交付 の申請に</p>	<p>あつては、同号 ロ(2)の基準を いう。以下同じ 。)に適合させ る場合</p>		
<p>対する審 査</p>	<p>仕様・計算併用 法（基準省令第</p>	<p>200平方メー トル以内のもの</p>	<p>41,000円</p>
	<p>1条第1項第2 号イ(1)及びロ(2) に規定する基準 又は同号イ(2)及 びロ(1)に規定す る基準により算 出する方法をい う。)により評 価する方法をい う。以下同じ。)により評価す る場合</p>	<p>200平方メー トルを超えるも の</p>	<p>42,000円</p>
	<p>他の建築物（省エネ法第30条 第1項の認定を受けた建築物エ ネルギー消費性能向上計画（省 エネ法第29条第1項の建築物 エネルギー消費性能向上計画を いう。以下同じ。）に係る同条 第3項に規定する他の建築物を いう。以下同じ。）である場合</p>		<p>5,300円</p>
	<p>その他の場合</p>	<p>200平方メー トル以内のもの</p>	<p>55,000円</p>

	200平方メートルを超えるもの	56,000円
イ 共同住宅等の住宅部分の床面積の合計		
全ての住戸を省エネ仕様基準に適合させる場合 (共用部分に係る審査を要しない場合に限る。)	300平方メートル以内のもの	37,000円
	300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	65,000円
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	118,000円
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	178,000円
	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	316,000円
	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以	538,000円

	内のもの	
	50,000平方メートルを超えるもの	948,000円
全ての住戸を仕様・計算併用法により評価する場合（共用部分に係る審査を要しない場合に限る。）	300平方メートル以内のもの	101,000円
	300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	208,000円
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	391,000円
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	557,000円
	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	898,000円
	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以	1,382,000円

	内のもの	
	50,000平方メートルを超えるもの	2,110,000円
他の建築物の場合	300平方メートル以内のもの	11,000円
	300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	23,000円
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	51,000円
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	92,000円
	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	137,000円
	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以	208,000円

	内のもの	
	50,000平方メートルを超えるもの	317,000円
その他の場合	300平方メートル以内のもの	139,000円
	300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	290,000円
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	541,000円
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	768,000円
	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1,245,000円
	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以	1,921,000円

	内のもの	
	50,000平方メートルを超えるもの	2,937,000円
ウ 工場等の用途に供する部分の床面積の合計		
モデル建物法（基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準により評価する方法をいう。以下同じ。）により評価する場合	300平方メートル以内のもの	21,000円
	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	30,000円
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	43,000円
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	108,000円
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	163,000円
	10,000平方メートルを超え25,000	203,000円

	平方メートル以内のもの	
	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	252,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	350,000円
他の建築物の場合	300平方メートル以内のもの	11,000円
	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	19,000円
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,000円
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	92,000円
	5,000平方メートルを超え10,000平方	145,000円

	方メートル以内のもの	
	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	183,000円
	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	229,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	321,000円
その他の場合	300平方メートル以内のもの	26,000円
	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	35,000円
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	49,000円
	2,000平方メートルを超え5,000平方	116,000円

	メートル以内のもの	
	5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	172,000円
	10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの	212,000円
	25,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの	263,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	363,000円
エ アからウまで以外の部分の床面積の合計		
モデル建物法により評価する場合	300平方メートル以内のもの	134,000円
	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	155,000円
	1,000平方メートルを超え	190,000円

	2,000平方メートル以内のもの	
	2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	333,000円
	5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	420,000円
	10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの	532,000円
	25,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの	600,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	733,000円
他の建築物の場合	300平方メートル以内のもの	11,000円
	300平方メー	19,000円

トルを超え1,000平方メートル以内のもの	
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	92,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	145,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	183,000円
25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	229,000円
50,000平	321,000円

	方メートルを超えるもの	
その他の場合	300平方メートル以内のもの	359,000円
	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	405,000円
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	485,000円
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	780,000円
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	930,000円
	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1,183,000円
	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1,290,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	

		方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの		円
		50,000平方メートルを超えるもの	1,497,000	円
(2) 省エネ法第29条第1項又は第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（一戸建ての住宅に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査（第4号に規定するものを除く。）	当該住宅に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表に定める額			
	省エネ誘導仕様基準に適合させる場合	200平方メートル以内のもの	20,000	円
		200平方メートルを超えるもの	21,000	円
	誘導仕様・計算併用法により評価する場合	200平方メートル以内のもの	41,000	円
		200平方メートルを超えるもの	42,000	円
	適合証（省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証する書類をいう。次号アにおいて同じ。）が添付されている場合		5,300	円
	その他の場合	200平方メートル以内のもの	55,000	円
		200平方メートルを超えるもの	56,000	円

)		トルを超えるもの	
(3) 省エネ法第29条第1項	当該建築物に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を合算した額		
又は第3	ア 住宅部分の床面積の合計		
1条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（一戸建ての住宅以外の建築物に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査（次号に規定するものを除く。）	全ての住戸を省エネ誘導仕様基準に適合させる	300平方メートル以内のもの	37,000円
	場合（共用部分に係る審査を要しない場合に限る。）	300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	65,000円
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	118,000円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	178,000円
		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	316,000円
		25,000平方メートルを超	538,000円

	え 50,000 平方メートル以 内のもの	
	50,000平 方メートルを超 えるもの	948,000円
全ての住戸を誘 導仕様・計算併 用法により評価 する場合（共用 部分に係る審査 を要しない場合 に限る。）	300平方メー トル以内のもの	101,000円
	300平方メー トルを超え2, 000平方メー トル以内のもの	208,000円
	2,000平方 メートルを超え 5,000平方 メートル以内の もの	391,000円
	5,000平方 メートルを超え 10,000平 方メートル以内 のもの	557,000円
	10,000平 方メートルを超 え25,000 平方メートル以 内のもの	898,000円
	25,000平 方メートルを超	1,382,000 円

	え 50,000 平方メートル以 内のもの	
	50,000平 方メートルを超 えるもの	2,110,000 円
適合証が添付さ れている場合	300平方メー トル以内のもの	11,000円
	300平方メー トルを超え2, 000平方メー トル以内のもの	23,000円
	2,000平方 メートルを超え 5,000平方 メートル以内の もの	51,000円
	5,000平方 メートルを超え 10,000平 方メートル以内 のもの	92,000円
	10,000平 方メートルを超 え25,000 平方メートル以 内のもの	137,000円
	25,000平 方メートルを超	208,000円

	え 50,000 平方メートル以 内のもの	
	50,000平 方メートルを超 えるもの	317,000円
その他の場合	300平方メー トル以内のもの	139,000円
	300平方メー トルを超え2, 000平方メー トル以内のもの	290,000円
	2,000平方 メートルを超え 5,000平方 メートル以内の もの	541,000円
	5,000平方 メートルを超え 10,000平 方メートル以内 のもの	768,000円
	10,000平 方メートルを超 え25,000 平方メートル以 内のもの	1,245,000 円
	25,000平 方メートルを超	1,921,000 円

	え 50,000 平方メートル以 内のもの	
	50,000平 方メートルを超 えるもの	2,937,000 円
イ ア以外の部分の床面積の合計		
誘導モデル建物 法により評価す る場合	300平方メー トル以内のもの	134,000円
	300平方メー トルを超え1, 000平方メー トル以内のもの	155,000円
	1,000平方 メートルを超え 2,000平方 メートル以内の もの	190,000円
	2,000平方 メートルを超え 5,000平方 メートル以内の もの	333,000円
	5,000平方 メートルを超え 10,000平 方メートル以内 のもの	420,000円
	10,000平	532,000円

	方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	
	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	600,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	733,000円
適合証（省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証する書類をいう。）が添付されている場合	300平方メートル以内のもの	11,000円
	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	19,000円
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,000円
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	92,000円
	5,000平方	145,000円

	メートルを超え 10,000平方 メートル以内 のもの	
	10,000平方 メートルを超 え25,000 平方メートル以 内のもの	183,000円
	25,000平方 メートルを超 え50,000 平方メートル以 内のもの	229,000円
	50,000平方 メートルを超 えるもの	321,000円
その他の場合	300平方メー トル以内のもの	359,000円
	300平方メー トルを超え1, 000平方メー トル以内のもの	405,000円
	1,000平方 メートルを超え 2,000平方 メートル以内の もの	485,000円
	2,000平方	780,000円

		メートルを超え 5,000平方 メートル以内の もの	
		5,000平方 メートルを超え 10,000平 方メートル以内 のもの	930,000円
		10,000平 方メートルを超 え25,000 平方メートル以 内のもの	1,183,000 円
		25,000平 方メートルを超 え50,000 平方メートル以 内のもの	1,290,000 円
		50,000平 方メートルを超 えるもの	1,497,000 円
(4) 省エネ 法第30 条第2項 の規定に よる申出 を行う場 合に係る	前2号の区分に応じこれらの号に規定する額に、別 表第1第1号アに規定する額を加算した額		

建築物エ
ネルギー
消費性能
向上計画
の認定の
申請に対
する審査

別表第4の備考第1項各号列記以外の部分中「第5号まで並びに第7号及び第8号」を「第3号まで」に改め、「の各号」を削り、「、当該各号」を「、それぞれ次」に改め、同項第1号中「適合性判定及びその完了検査」を「建築物エネルギー消費性能適合性判定」に、「次号」を「(2)」に、「適合性判定に」を「建築物エネルギー消費性能適合性判定に」に、「の床面積」を「の部分（共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。）の床面積」に改め、同項第2号中「適合性判定を受けた」を「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」に、「適合性判定を受ける」を「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける」に、「係る部分」を「係る部分（共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。）」に、「部分に」を「部分（共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。）に」に改め、同項第3号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条」を「省エネ法施行規則第13条」に、「係る部分」を「係る部分（共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。）」に、「部分に」を「部分（共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。）に」に改め、同項第4号中「当該建築物」を「省エネ法第29条第1項のエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物」に改め、「（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下同じ。）」を削り、同項第6号を削り、同表の備考第3項から第5項までを削り、同表の備考第6項各号列記以外の部分中「

次の各号に掲げる」を「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定」に、「、当該申請に係る建築物について当該各号に定める書類」を「、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し」に、「建築物が」を「申請に係る建築物が」に、「、第4号及び第5号並びに第7号及び第8号」を「、第2号及び第3号ア」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同項を同表の備考第3項とし、同表の備考に次の2項を加える。

4 構造計算適合性判定を要する建築物における第4号に規定する手数料の額は、第2号及び第3号の区分に応じこれらの号に規定する額に、別表第1第2号に規定する額を加算した額とする。この場合において、同号中「前号」とあるのは、「前号ア」とする。

5 第4号の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査において、当該申請に係る計画に、エレベーター又はエスカレーターに係る部分が含まれている場合の手数料は、同号に掲げる額にエレベーター又はエスカレーター1基につき23,000円（認定を受けたエレベーター又はエスカレーターの計画を変更してエレベーター又はエスカレーターを設置する場合は、1基につき16,000円）を加えた額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請及び通知に係る手数料について適用し、同日前の申請及び通知に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行うものであります。